

仙台市外郭団体経営検討委員会 付議要件

前期決算（5については前3期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

1 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失保証債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保障をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

2 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

3 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあつては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあつては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

4 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、資本金の概ね50%以上であること

5 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が①前期と前々期、②前々期と前々々期、③前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。